

# 忠臣蔵ウイーク実行委員会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、『忠臣蔵ウイーク実行委員会』(以下『本会』という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、赤穂市加里屋南3-5 忠臣蔵問屋わたや内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、12月の赤穂義士祭の1週間を市民の手で楽しめる祭りを作ること及び、忠臣蔵ウイークを通して赤穂市の観光に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 忠臣蔵ウイークの実施
- (2) 義士祭及び前夜祭への協力
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事項に関する事。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の目的に賛同する団体、企業、個人などとする。

(入 会)

第7条 会員となることを希望する者は、実行委員長の判断にて入会できる。

(構 成)

第8条 本会は、実行委員会、事務局をもって構成する。

(会 費)

第9条 1. 会費は無料とする。

(脱 退)

第10条 会員は、予め会長に通知し、脱退することができる。

(除 名)

第11条 本会は、次の各号に該当する会員を実行委員長の判断により除名することができる。

- (1) 本会の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行ったとき。
- (2) その他会員として適当でないと認められたとき。

### 第3章 役 員

(役 員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 実行委員長      | 1人     |
| (2) 各担当部長      | 2～3人   |
| (3) 事務局長（会計含む） | 1人     |
| (4) 部会長        | 必要時若干名 |
| (5) 監事         | 2人     |
| (6) 相談役、顧問     | 若干名    |

(役員を選任)

- 第13条
1. 役員は、総会において会員の中から選任する。
  2. 役員は、会員の互選によって定める。
  3. 各担当部長、事務局長、部会長、監事は、会員の内から実行委員長が委嘱し、総会にて承認される。

(役員職務)

第14条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 各担当部長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長、部会長は、実行委員長及び各担当部長を補佐し、職務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(役員任期)

- 第15条
1. 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
  2. 役員辞任により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 総会

(総会)

第16条 本会の総会は、通常総会、臨時総会とする。

(総会の招集)

第17条 通常総会は、年1回事業年度終了後すみやかに開催する。

臨時総会は、次に掲げる場合に実行委員長が招集する。

- (1) 実行委員長が必要と認めたとき。
- (2) 役員会が招集の必要を議決したとき。
- (3) 3分の1以上の会員より、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をもち招集の請求があったとき。

(総会の議決事項)

第18条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 規約の変更
2. 役員を選任及び除名
3. 事業計画及び収支予算の承認
4. 事業報告及び収支決算の承認
5. その他の重要事項。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、実行委員長をもって充てる。

(総会の議決)

第20条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第21条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(議決の委任)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、他の会員を代理として議決を委任することができる。この場合においては、第20条規定の適用については、出席したものとみなす。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

- 第23条 1. 本会の役員会は、実行委員長、各担当部長、事務局長、部会長、監事をもって構成する。
2. 監事は、役員会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。
3. 役員会は、実行委員長が必要であると認めるとき開催できる。

(役員会の議決事項)

第24条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 本会の企画立案など運営に関する事項
- (3) その他の本会の目的達成のため急を要する必要な事項

第25条 第19条（議長）、第20条（議決）の規定は、役員会に準用する。

## 第6章 相談役、顧問

(相談役及び顧問)

- 第26条 1. 本会に相談役、顧問を置くことができる。
2. 相談役、顧問は、本会の目的達成に必要な事項について実行委員長の諮問に応ずる。
3. 相談役、顧問は、役員会の承認を得て実行委員長がこれを委嘱する。
4. 任期は2年とする。
5. 相談役、顧問は役員会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

## 第7章 会計

(収支)

- 第27条 1. 本会の資産は、助成金、寄付金その他の収入をもって構成する。
2. 本会の経費は、その資産をもってこれに充てる。

## 第8章 了承事項及び確認事項

### (安全管理)

- 第28条
1. 会員は、本会に自分の意思にて参加するものとし、事故による負傷、死亡は、一切自己責任とし、本会に賠償を請求できない。
  2. 安全第一を遂行し、これに反するものは即時除名とする。
  3. 実行委員会に参加するには、誓約書に署名をすることを必須とする。
  4. 会員になる時に提出された誓約書は、退会時に返却するものとする。

### (保険料の徴収)

- 第29条
1. 本会は、事業にあたり保険に加入するものとし、保険料は運営費より負担するものとする。